

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会
第一回本審議会議事録

令和 7 年 7 月 7 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 3 時 5 分から

場所 茨城労働局 2 階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活
黒澤 一仁
生井澤 律子
宮下 有一

使用者代表委員 阿部 太洋
遠藤 隆光
澤畑 英史
柳瀬 香織
山崎 敏紀

茨城労働局	局 長	佐藤 悦子
	労働基準部長	江口 勇次
	賃金室 長	黒羽 勝利
	室 長 補 佐	猪狩 智行
	賃 金 係	佐藤 瑞己

議事次第

- (１) 会長、同代理の選出について
- (２) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について
及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について
- (３) 茨城地方最低賃金審議会の運営規程について
- (４) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (５) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (６) 今後の日程調整について
- (７) その他

補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。定刻より少し過ぎてしまいましたけれども、ただ今から、第64期第一回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、労働者代表委員の小坂委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日は、令和7年度最初の審議会の開催です。審議に入る前に、茨城労働局長の佐藤からご挨拶申し上げますので、よろしくをお願いします。

局長

皆さん、こんにちは。茨城労働局長の佐藤でございます。

本日は大変お忙しい中、本年度第1回の茨城地方最低賃金審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から労働行政の運営につきまして、多大なご理解、ご協力をいただいていることに厚く御礼を申し上げます。

現在、物価高や不安定な国際情勢などの問題で経済社会の先行きが非常に不透明な状況にありまして、そうした中で、今年4月の働く人一人当たりの現金給与の総額を見ますと、前年の同月と比べて2.0%増えていますが、実質賃金は、物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、2.0%減少しており、4か月連続でマイナスとなっております。

県内の雇用情勢につきましては、直近5月分の有効求人倍率の状況を見ますと、1.23倍ということで、全国で24番目の水準となっております。今年に入ってから1.2倍台が続いており、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっているところがございますが、現場の状況をお聞きしますと、やはり人手不足、人材確保が課題という声をお聞きするところです。

最低賃金につきましては、昨年も大変ご苦勞をおかけしました。真摯な審議をしていただき、過去最高額52円の引上げという答申をいただいたところであります。改めまして、皆様のご尽力に感謝を申し上げたいと思っています。労働局としましても、最低賃金引上げによって影響を受けやすい中小企業・小規模事業者の皆さんが賃上げしやすい環境整備に取り組むことが重要だと思っておりますので、その支援策であります業務改善助成金をはじめとする賃上げ支援助成金等を企業の皆さんにご活用いただけるように、周知、活用推進に取り組んでまいりたいと思っております。

本年度の最低賃金の審議につきましては、本日からということになりますが、先月13日に政府の骨太の方針、経済財政運営の基本方針2025、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版が閣議決定されまして、その中で、最低賃金につきましては、適切な価格転嫁と生産性向上の支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する、また、地方最低賃金審議会において、政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力のデータに基づいて、実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただく、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る、ということが盛り込まれたところでございます。

最低賃金制度につきましては、労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットとして重要なものでございまして、最低賃金の決定にあたりましては、この茨城地方最低賃金審議会において、7月11日から開始される予定である中央

最低賃金審議会での審議内容等を踏まえながら、公労使で十分に議論していただくことが重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、この暑い時期での議論でご苦勞をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

補 佐

続きまして、委員の方を紹介させていただきます。委員名簿が資料ナンバー1にございますのでご覧になってください。公益代表委員の方から名簿順に紹介させていただきます。井出委員です。菅野委員です。清山委員です。野村委員です。松本委員です。続きまして、労働者代表委員の方を紹介いたします。梅原委員です。黒澤委員です。小坂委員ですが、本日は欠席です。続きまして、生井澤委員です。宮下委員です。使用者代表委員の方を紹介させていただきます。阿部委員です。遠藤委員です。澤畑委員です。柳瀬委員です。山崎委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口です。賃金室長の黒羽です。賃金係の佐藤です。私は、賃金室長補佐の猪狩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、議題に入らせていただきますが、本来なら会長が議事進行するところ、委員の皆様方の任期最初の審議会のため、会長及び会長代理が選任されておられませんので、選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

それでは議題（１）につきまして、会長及び会長代理の選出を行いたいと思いますが、会長及び会長代理の選出にあたりましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規程により、公益代表委員から選出することになっております。

審議会開催の前に、公益代表委員の打合せを行い、互選により候補者が選出されておりますので、ご報告申し上げます。会長候補者として清山委員、会長代理候補者として井出委員の名前が挙がっております。皆様、いかがでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

補 佐 それでは、異議なしとのことですので、これからの議事進行につきましては、清山会長にお願いいたします。

会 長 皆様、こんにちは。今年も最低賃金のとても暑い夏がやってきました。本当に毎年毎年こんなに大変なことはないと言っている気がします、今年もまた昨年にも増して非常に厳しい難しい審議を求められています。皆様もご存じのとおり、経済、社会、そして、特に雇用情勢等も含めまして、いろいろなことを考えていく必要があります、大部の資料を読み込まなければなりません。世界の動き、日本全国の中での茨城県の立ち位置や、地域の実情を踏まえながら審議をするということが求められています。その際には、昨年の答申でも盛り込ませていただいたように、国や自治体の中小企業支援などの政策動向も踏まえて議論することを求められています。非常に短い期間ではありますが、何とか答申に漕ぎつけたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から議題（２）の茨城地方最低賃金審議会の公開又は非公開及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について説明していただきます。

室 長 本来であれば、ただ今からご説明いたします議題（２）の審議会の公開又は非公開、傍聴に関する手続の説明の前に、審議会の運営規程（案）について先に説明し、審議をいただくところですが、昨年と同様に、本日の第一回審議会は、公開となっている点を踏まえまして、傍聴人の入場の前に、審議会の公開・非公開、傍聴に関する手続についてご審議をい

ただきたく、運営規程（案）の前の議題とさせていただいたことをご了承ください。

それでは、審議会の公開又は非公開の決定に関する手続（案）、傍聴に関する事務処理手続について、資料ナンバー 3、5 ページから 6 ページ、それから、資料ナンバー 4、7 ページになります。なお、内容については、昨年度と変更はございません。

運営規程（案）については、このあと議題（3）において審議をいただくことになりますが、審議会、議事録の公開・非公開につきましては、会議の透明性を確保する観点から、ここ数年、会長、労使代表と協議をさせていただいている状況です。本日、参考のため配付させていただいた資料の一番後ろにあります参考資料⑩が、茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開の令和 6 年度の状況になります。令和 6 年度におきましては、本審については、特定最低賃金にかかる参考人意見聴取等は、自社の経営状況等に触れる部分もオープンになってしまうということから非公開。専門部会の金額審議については、率直な意見交換が損なわれるなどから非公開ということで、第 1 回専門部会の部会長、部会長代理の選出、専門部会運営規程（案）、労使の金額提示の基本的な考え方までは公開とし、金額審議は非公開ということにしました。なお、非公開の理由は、運営規程上にあります、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は非公開とすることができる、ということになっております。今年度の公開・非公開の扱いについて、確認のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局の方から説明がありました審議会等の公開・非公開について確認します。本審については、例年どお

り公開で、第五回と第六回の参考人意見聴取に関しては、参考人の方の経営状況等、センシティブな情報も含めて率直にお話をしてくださる環境が整えられるよう、非公開とすることになっております。専門部会の金額審議についても、率直な意見交換が損なわれないようにということで、そちらも非公開としています。第1回専門部会の部会長、部会長代理の選出、専門部会運営規程(案)、労使の金額提示の基本的な考え方までは公開とし、金額審議は非公開にするという令和6年度と同じ取扱いとしたいと思いますが、労使ともよろしいでしょうか。何か特段のご意見がありましたらお願いします。

委 員

(異議なしの声)

会 長

ありがとうございます。運営規程の審議はこの後になりますが、第6条で、審議会は、原則公開となっています。しかし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開としています。公開・非公開、傍聴に関する手続については、今年度も同様の取扱いとしたいと思います。

また、念のために申し添えますが、金額審議の具体的な状況について、労使それぞれの方々の主張のポイントであるとか、どのような金額提示の推移を経ながら決定に至ったのかということは、後に本審の場で説明するようにしています。審議の最中に、まだまとまっていない状態で生々しいことを言うことは、率直な意見交換をしにくくなるということもあってそのようしています。よろしくお願いします。

それでは、ここで傍聴人の方に入室していただきます。

(傍聴人入室)

会 長 それでは、議題（３）の運営規程について、事務局に説明をお願いし、それを提案に代えお諮りいたします。よろしくお願ひします。

室 長 運営規程（案）について、説明いたします。運営規程（案）につきましては、昨年度と同じで変更箇所はございません。時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。資料ナンバー２、２ページから４ページをご覧ください。第１条の規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの、という規程の目的です。第２条は、会議の招集等についての規程です。第３条は、小委員会等の設定についての規程です。第４条は、欠席についての規程で、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、会長に通知するとなっておりますが、事務的には、従来どおり、事務局の方にご連絡いただければと思います。第５条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第６条は、先ほど確認いただきました審議会にかかる公開又は非公開についての規程です。第７条は、会議の議事録についての規程で、第１項は、議事録の作成についてですが、会長及び会長が指名した委員二名がその内容を確認するというものです。第２項は、議事録と資料は公開するという定めですが、審議会の公開と同じ理由によって、非公開とすることができるという規程です。第３項は、非公開の場合には、議事録に代わる議事要旨を作成し公開する、としております。第８条以降につきましては、割愛させていただきます。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。基本的に、例年と同様の扱いになっております。議事録の確認に関して、会長及び会長が指名した委員二名がその内容を確認すること、となっています。確認につきましては、労使双方の委員から一名ずつということで、労働者側委員からは生井澤委員、使用者側委員からは澤畑委員にお願いすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。それでは原案どおり、その他の事項も含めて決定いたしたいと思います。

次に、最後の附則の施行期日ですが、本日からの施行ですので令和7年7月7日と入れていただきまして、（案）を削除してください。

委 員 （了承の声）

会 長 それから、運営規程第4条に、最低賃金審議会に出席できないときは会長に通知しなければならないと書いてありますが、先ほどご説明がありましたとおり、従来どおり事務局の方にご連絡をお願いいたします。

それでは、ここで事務局の方から一点ご提案があるそうです。審議事項について、ご提案ください。

補 佐 ここで、ご審議いただきたい事項がございます。

茨城県の大井川知事から、本審議会における意見陳述の申し出がございました。最低賃金法第25条第6項に、最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする、

とされています。本審議会として、知事の意見をお聴きすることについてご審議いただければと思います。

会 長 それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおりですが、直接茨城県の大井川知事から委員の皆様にお伝えしたいというご意向がございました。これにつきまして、最低賃金法第25条第6項の規程に基づきまして、審議会としてその必要性を認め、ご意見を伺いたいと思いますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。それでは、知事からご意見をお伺いしたいと思います。

（意見陳述人、着席）

会 長 大変お忙しいと思いますが、最低賃金審議会の場で意見陳述をなされたいというご意向でしたので、今回その場を設けさせていただきました。それでは、早速、大井川知事に意見陳述をしていただきたいと思います。

大井川知事 本日は、お時間いただきましてありがとうございます。茨城県知事の大井川でございます。茨城地方最低賃金審議会におきまして、意見陳述の機会をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。また、審議会の委員の皆様方におかれましては、日頃から、本県の労働行政の推進に格別のご尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。委員の皆様方もご存じのとおり、アメリカの関税政策による世界経済の大きな混乱や、加速度的に進む人口減少など、私たちは今、大きな時代の変化に直面しております。こうした激動の時代の中で、将

来にわたり本県の経済成長を実現していくためには、企業の生産性向上の成果を働く人に適切に分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげ、労働者の賃金水準の向上を図ることが重要であります。特に最低賃金の引上げについては、非正規労働者やシングルマザーなど弱い立場の方々の最低限の社会生活を保障するというセーフティーネットという観点からも、また近隣他県からの人材確保を図るためにも重要性が高い課題であると認識しております。本県の昨年度の最低賃金額は、中央最低賃金審議会が示した目安額に2円上乗せされた52円の引上げにとどまり1,005円とされましたが、本県の経済実態を正確に反映しているとは言い難い状況にあります。本県の一人当たりの県民所得は2015年以降大幅に増加し、2021年には東京都、愛知県に次いで過去最高の全国3位となりました。また、お手元の資料1ページ目は、本県の経済実態と最低賃金を比較した資料でございますが、厚生労働省が公表しております本県の経済実態を示す総合指数は全国9位であるにも関わらず、本県の最低賃金額は全国14位にとどまっており、全国9位相当の最低賃金額とは約35円の差があります。本県の最低賃金額が近隣他県に比べて低い背景には、過去28年間、目安のランク分けでCランクに位置されており、引上げ額が低い期間が長かったという歴史的経緯があります。しかしながら、現在の経済実態に鑑みれば、そのような過去の経緯に縛られることなく、本県の最低賃金を本来あるべき水準、つまり総合指数と同様の全国9位相当額、およそ1,040円にすることが適切だと考えております。なお、他県の例ではありますが、昨年度、徳島県が各指標に照らし、徳島県の立ち位置に相応しい最低賃金にする必要があるとして、目安額に34円を上乗せし、84円の引上げを行いました。引上げの影響についてヒアリングしたところ、現時点では求人倍率や倒産件数に大きな変化はないと聞

いております。県としては、これまで厚生労働省に対し、地方の最低賃金額に地域の経済実態が正しく反映される仕組みとすることなどを、強く要請するとともに、経済団体や労働団体の皆様とも、最低賃金引上げの必要性や本県と全国9位相当の最低賃金額との差、額にして35円について、どのように解消していくことが適切かについて議論を重ねてまいりました。先日開催しました、県・労働団体・経済団体の三者による意見交換の際には、お手元の資料2ページにお示ししておりますように、県から本県の最低賃金について、毎年、国の目安額に一定水準を上乗せしていくことで、本県の経済実態が反映された全国9位相当額との乖離、額にして35円について、2030年頃を目途に今後5年から7年をかけて解消していくことを提案させていただいたところ、連合茨城、茨城県経営者協会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会議所連合会との間で合意が得られ、今後、この枠組みを県・連合茨城・各経済団体との間で、中長期的な目標とすることについて認識を共有したところでございます。一方で、最低賃金引上げに向けた中長期的な目標を実現するためには、賃上げの原資をしっかりと確保することが重要であると考えております。三者による意見交換では、中小零細企業の実情に即した支援強化を求める、といったご意見もございました。お手元の資料の3ページにお示ししているとおり、県といたしましては、大幅な賃上げを実施する中小企業などを県が積極的に支援する、いばらき賃上げ支援事業を本年度から新たに立ち上げ、6月2日から募集を開始するとともに、いばらき業務改善奨励金として、賃上げと生産性の向上に資する設備投資を行った中小企業等に対し、一事業者あたり最大100万円を助成する制度も設けております。また、適切な価格転嫁により持続的な賃上げの原資を確保するため、5月から価格転嫁に関する専門の相談窓口を設置し、専門家を派遣して伴走支援などを行っており、賃上げと価格

転嫁の両輪で中小企業等の支援にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。審議会の皆様におかれましては、県・労働団体・経済団体の三者による意見交換で交わされた合意の趣旨、すなわち、本県の経済実態が反映された全国9位相当額との乖離、額にして35円について、2030年頃を目途に今後5年から7年間で解消していく、という新たな中長期的な目標を尊重していただき、本県の経済実態に見合った最低賃金の引上げに向けてご審議いただきますよう強くお願い申し上げます。私からは以上でございます。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。ここで、茨城県の立ち位置、その他データを基にお話をいただきました。いただいた資料等も踏まえた上で審議をすることになるかと思えますけれども、何かご意見等ございますか。

全委員 （意見等なし）

会 長 それでは、知事の意見陳述はここまでにしたいと思えます。しっかり審議していきたいと思えます。

（意見陳述人、退室）

会 長 ここまでのところで、何かご意見、ご質問等がございましたらお伺いしたいと思います。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 続きまして、議題（4）の茨城県最低賃金の改正決定について、局長から諮問がございました。

(局長から会長あて諮問文の手交)

会 長 事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

係 員 (諮問文の朗読)

会 長 ただ今諮問をいただきましたので、委員の皆様方、短い期間の集中審議となりますが、どうぞご協力賜りますようよろしくお願いいたします。なお、諮問に関する説明が事務局からございます。よろしくお願いいたします。

室 長 説明いたします。まず始めに、中央最低賃金審議会についてですが、7月11日に第一回本審が開催される予定となっております。この場で厚生労働大臣から、令和7年度の地域別最低賃金額改正の目安について、調査審議を求める旨の諮問がなされることになります。

その後、例年どおりであれば、4回から5回、確定しているものではありませんが、目安小委員会を重ね、本審にて目安の答申がなされることになります。答申がなされるのは、恐らく7月末、若しくは8月初旬と思われます。

ここで、参考資料①として、骨太の方針、局長からも説明がありました、経済財政運営と改革の基本方針2025と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の最賃に関する部分のみ抜粋したものをお配りしていますので、ご覧ください。

右上に①とある資料から、2枚めくっていただくと、(1)の中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行の最低賃金に関する箇所があります。黄色のマーカーの部分になります。その上段の箇所を読み上げます。局長の説明と重複してしまいましたが、ご了承ください。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する、と記載があります。

また、この黄色のマーカ一部分の下段、下から3行目以降には、地方最低賃金審議会において、これら政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る、と記載がされております。

本日の諮問については、物価高騰、不安定な国際情勢などの問題で厳しい経済情勢ではありますが、政府方針、労働者の賃金、物価水準等の動向に対し、その実効性を確保する観点から、県内外の経済情勢や各種指標、春闘の状況等も踏まえ、また、中央最低賃金審議会において、目安額の諮問が行われることを考慮し、本年の茨城県最低賃金額の改正の調査審議が必要との判断に至り、茨城労働局長からの諮問とさせていただきます。何卒、ご理解の上、ご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長

ただ今の諮問に関するご説明につきまして、ここまでで何かご質問等はございますか。

全委員

(質問等なし)

会 長

それでは続きまして、資料の説明を事務局にお願いしたいと思います。

それでは私から、各資料の内容について説明をさせていただきます。初めに11ページの資料ナンバー5をご覧ください。こちらは内閣府が発表している令和7年6月の月例経済報告です。総論として、景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感が見られるとされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかに回復されることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている、とされています。12ページの先月からの主要変更点をご覧くださいと、企業収益について改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある、と変更がありますが、それ以外は先月と同様の判断になっております。

次に21ページの資料ナンバー6をご覧ください。こちらは内閣府政策統括官による地域課題分析レポート概要になります。賃金・雇用動向は堅調だが、物価上昇の影響もあり、消費は力強さを欠く、との分析がなされております。

次に33ページの資料ナンバー7をご覧ください。こちらは日本銀行水戸事務所が6月6日に公表した茨城県金融経済概況になります。総括判断として、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに回復している、とされています。個人消費は物価上昇の影響がみられるものの緩やかに増加、公共投資は緩やかに増加、生産は、横ばい圏内の動き、雇用・所得は改善とのことです。

次に、45ページの資料ナンバー8をご覧ください。こちらは同じく日本銀行水戸事務所が7月1日に公表した茨城県の6月の企業短期経済観測調査結果となります。業況判断D.I.は製造業、非製造業ともに悪化したことから、全産業でも2期振りに悪化、9月までの先行きの予測は、製造業、非

製造業ともに良い超幅は横ばいとなり、全産業でもほぼ同水準の良い超が見込まれるとされています。

続いて、49ページの資料ナンバー9をご覧ください。こちらは水戸財務事務所が4月22日に公表した茨城県の経済情勢報告です。総括判断として、個人消費は物価上昇の影響がみられるものの、持ち直しており、生産活動は一進一退の状況、雇用情勢は緩やかに持ち直していることなどから、県内景気は持ち直している、との判断がなされています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、景気を下押しするリスクとなっている、とされています。

続いて、59ページ資料ナンバー10の全国中小企業動向調査結果、84ページ資料ナンバー11の中小企業景況調査2025年6月要約版、88ページ資料ナンバー12の中小企業動向トピックスについてですが、こちらは日本政策金融公庫が公表している資料となります。中小企業の全国的な動向としては、小企業の景況は、持ち直しの動きに足踏みがみられ、中小企業の景況は持ち直しの動きがみられる、との結果となっております。

次に、92ページ、93ページの資料ナンバー13、14の各種指標に関する資料をご覧ください。こちらは各機関が公表しているデータを当室で一覧表に取りまとめた資料となっております。92ページの茨城県各種指標について見ていただきますと、鉱工業生産指数はやや下降しており、消費者物価指数は上昇傾向にあることがわかります。

続いて、95ページの資料ナンバー15をご覧ください。こちらは日本経済団体連合会が公表した2025年春季労使交渉業種別回答状況となります。アップ率の総平均は大手企業が

5.38%、次のページにまいりまして、中小企業が4.35%となっております。

続く97ページの資料ナンバー16については、日本労働組合総連合会が6月5日に公表した2025春季生活闘争第6回回答集計結果です。平均賃金方式による回答賃上げ額は16,399円、5.26%で昨年同時期より1,163円、0.18ポイント増加、300人未満の中小企業では、12,453円、4.70%となっており、昨年同時期より1,092円、0.25ポイント増加しております。

次に103ページの資料ナンバー17をご覧ください。こちらは東京商工会議所が公表している中小企業の賃金改定に関する調査となっております。こちらは中小企業における賃上げ状況に係る実態把握を目的とした調査となっております、参考までに添付いたしました。

続いて、126ページの資料ナンバー18は茨城労働局で公表している令和7年5月分の県内の雇用情勢の概況となっております。基調判断としては、県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、一段と改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある、としております。

最後に141ページの資料ナンバー19についてですが、こちらは、昨年の地域別最低賃金の改定状況一覧となっております。参考までにご覧ください。

私からの説明は以上となります。

会 長

ありがとうございました。大部の資料となっておりますけれども、ここままで何かご質問等ございますか。

全委員

(質問等なし)

続けて、賃上げに伴う支援事業について、私の方から説明させていただきます。

まず、参考資料③令和7年度業務改善助成金のご案内をご覧ください。業務改善助成金は、皆様ご承知のとおり、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金になっております。昨年度における業務改善助成金の申請件数は、全国で21,785件、対前年同比約1.1倍。茨城労働局だけで見ますと341件、対前年同比約1.2倍という件数の申請となっております。

続きまして、参考資料④は、キャリアアップ助成金の支給対象者の範囲、助成額変更のリーフレットになります。キャリアアップ助成金とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の処遇改善を推進するとともに、企業内での正社員化などのキャリアアップを促進するための助成金となっております。

次の参考資料⑤におきましては、厚生労働省において、令和7年度から、賃上げ支援に資する各種助成金施策を賃上げ支援助成金パッケージとして取りまとめたものです。業務改善助成金に加え、働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、キャリアアップ助成金の拡充を行ったことにより、生産性向上に取り組む中小事業主のために利用できる助成金の選択肢が拡大し、よりニーズに沿った活用が可能となっております。業務改善助成金をはじめ、これら助成金については、労働局をあげて、積極的な活用勧奨の周知に取り組んでいるところです。委員の皆様におかれましては、関係者へのご案内の機会等がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

次の参考資料⑥におきましては、働き方改革関連法に伴う、働き方改革に係る全般的な支援を行います茨城働き方改革推進支援センターのリーフレットとなっております。当センターは、中小企業・小規模事業者の皆様の働き方改革

の取組を目的として、全国47都道府県に設置されております。労務管理、時間外労働の上限規制、助成金の活用、賃金制度等の見直し、人手確保など、企業の皆様からの電話相談のほか、専門家訪問による助言・提案、各種セミナーへの講師派遣などに無料で対応しております。こちらも、委員の皆様におきましても、先ほどご説明させていただいた賃上げ支援助成金と同様、関係者へのご案内の機会がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

次の参考資料⑦におきましては、厚生労働省と中小企業庁の連名で作成されております、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルになります。参考にいただければと思います。

なお、賃金引上げに関する支援で、労働局が窓口になるものと、この紹介マニュアルの4ページに業務改善助成金、5ページには、キャリアアップ助成金が紹介されております。

参考資料⑧は、茨城県が行っているいばらき業務改善奨励金、次のページの参考資料⑨が、いばらき賃上げ支援金のリーフレットになります。

次の参考資料⑩は、茨城県のホームページに掲載されております、中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブックの目次を抜粋し添付いたしましたので、参考にいただければと思います。なお、このガイドブックには県の施策だけでなく、先ほどご説明させていただいた厚生労働省が行っている各種助成金等も掲載されております。

続けて、関係団体等から、これまでに出版している意見書、声明文をご報告させていただきます。時間の都合上、要旨、要望事項のみの説明とさせていただきます。

1つ目は、資料ナンバー20、142ページをご覧ください。令和7年3月26日付けで、審議会会長あてに、常総市議会議長様から、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充

を求める意見書が提出されております。要旨としましては、
1、政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。2、政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。3、茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和7年10月に1,500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1,700円をめざすこと。

2つ目は、資料ナンバー21、145ページをご覧ください。
6月9日付けで、審議会あてに、茨城県弁護士会会長様から、最低賃金額の大幅な引上げを求める、とした会長声明が提出されております。要旨としましては、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことは重大な問題である。このまま地域間格差が放置されれば、最低賃金の低い地域から高い地域への労働力移動は止まらず、地方経済の停滞をもたらすおそれがある。地方の労働力を確保し、地方経済を活性化するためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。最低賃金引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援策が必要である。我が国の経済を支えている中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減する等のさらなる支援策を講じることが必要である。茨城地方最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げには地域経済の活性化効果があることも踏まえ、前年度の徳島県のように中央最低賃金審議会の目安額を上回るよう、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める、というものです。

3つ目は、資料ナンバー22、148ページをご覧ください。
7月1日付けで、審議会会長、茨城労働局長あてに、日本共産党茨城県委員会委員長様、県議会議員様、日本共産党市町村議員団様の連名で、茨城県の最低賃金の大幅な引き上げを

求める要請書が提出されております。要旨としましては、
1、茨城県の最低賃金を早期に時給1,500円以上に引き上げ、物価高騰によっては臨時改定を行う。2、最低賃金は全国一律制度とし、地域格差を解消する。3、中小企業等に向けた賃上げ直接支援補助や社会保険料の負担軽減など、さらなる支援策拡充を国に求める。以上でございます。

会 長

最低賃金改正決定について、その諮問にかかわってたくさんのデータと政策、国及び茨城県等自治体が行っている各種の支援策等について、資料が提示され、また、それについて内容のポイントをコンパクトにご紹介いただきました。審議の時には、こうしたことも踏まえて審議する必要がございますので、皆さん、お目通しの方をよろしくお願いいたします。現時点で質問等ございますか。

労働者側
委員

はい。

会 長

どうぞ。

労働者側
委員

先ほど説明いただいた中小企業・小規模事業者への各種支援なのですけれども、我々働く者はなかなかそういった支援事業の中身を知ることがなかったのですが、こういったものは、経営者側というか会社側の方にはこういった形で周知されているのか、ちゃんと伝わっているのかということが知りたいです。

室 長

茨城労働局のホームページ等に掲載しているほか、各会議等で資料を配布させていただいたりしております。

労働者側

直接郵送とかそういうことはされていないですか。

委員

室 長

担当課ではないので確かではありませんが、郵送はしていないと思います。

部 長

事業場数が何万となってしまうことから、郵送というのはちょっと現実的ではないので。

会 長

もしかして、経済界の方でだいぶ周知に協力されているのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。もし補足していただけるようでしたら、お願いします。

使用者側
委員

経営者協会の会員さんには、チラシをお届けしたり、メール等したりしているのですが、会員になっているのは1,300ちょっとなので、県内に何万社とありますから、そこまで行き届いてないのではないかと感じます。

会 長

ありがとうございます。労働局さんの方では、中小企業団体中央会さんや、その他中小企業関係の加盟されている団体さんがおありだと思いますけれども、そういうところにこれをPDFで配信して、各加盟企業に配信していただくようお願いはしていただけるのでしょうか。

部 長

そういう取組はやっております。メルマガですとか、そういうもので配信してもらったり、そういったことはやっていただいております。

会 長

そういうことだそうです。ただ、やっぱりこれは労使ともに一緒になって情報の共有、周知を図るのが一番いいと思います。特に一番届けさせたいところに、一番情報が届きにくいとよく言われていますので、働いている方たちに周知をして

いただいて、経営者の方と一緒に、この助成金等を活用していただくのいいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

他に、皆様いかがでしょうか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 それでは、配付資料についての質疑はこれで終了といたします。

議題（５）茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置についての審議に入ります。事務局からご説明いただきます。

室 長 説明させていただきます。最低賃金法第25条第２項により、最低賃金審議会は、最低賃金の決定、または、その改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、と定められております。専門部会は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各同数で、９人以内とされており、局長が任命いたしますが、例年、公労使各３名の委員を任命させていただいております。労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、本日これから候補者推薦の公示をいたします。推薦期間は、７月22日火曜日までの予定といたしますので、労使の団体からの推薦をよろしく願いいたします。なお、公益代表委員は、局長が任命させていただきます。また、最低賃金審議会令第６条第５項で、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規程されております。この規程の適用につきまして、ご審議をよろしく願いいたします。

会 長 それでは、茨城県最低賃金の決定につきましては、従来から専門部会の決議をもって本審の決議とする最低賃金審議会

令第6条第5項は適用せず、本審において決めていましたが、それでよろしいでしょうか。

委 員 (了承の声)

会 長 ありがとうございます。最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、本審にて決定するということにしたいと思えます。続きまして、議題(6)の今後の審議日程についてお諮りします。審議会の日程について、皆様の大変なご尽力で予め日程調整がされていると聞いております。事務局から説明をお願いします。

室 長 委員の皆様方には、開催日程の調整にあたり、大変お忙しい中、日程調整確認表の報告、電話やメールによる調整にご協力をいただきまして、改めまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。既に委員の皆様には、審議会開催予定の通知は差し上げておりますが、参考資料⑪として茨城県最低賃金審議会開催予定ということで配付させていただきましたので、ご覧ください。開催日程につきましては、10月12日の効力発生を想定しまして、委員の皆様のご都合と定足数を念頭に置いて、出席人数の多い日で日程を組まさせていただいていることにご理解をいただきたいと思います。中央最低賃金審議会における目安の答申予定が7月末か8月初旬になると考えられること、委員の皆様の日程の状況を踏まえた結果、目安額伝達のための第二回本審を8月4日月曜日13時30分から、そして、当日第二回本審を終了した後、第1回専門部会を引き続き開催する予定にさせていただいております。第2回専門部会は、8月5日火曜日13時30分から、第3回専門部会を8月18日月曜日13時30分から開催する予定です。そして、第3回専門部会を終了した後に、第三回本審を16時頃から予定しております。なお、第3回専

門部会の審議の時間により、第三回本審の開始時間がずれ込む可能性があることをご承知おきいただければと思います。異議申出の審議のための第四回本審は、局長への答申後の公示期間の15日間を勘案いたしますと、異議申出の締切日が9月2日火曜日となりますので、9月3日水曜日9時30分から予定したいと思っております。これが異議審議です。

以上、今後の審議内容にもよりますが、予定しております審議の日程とさせていただきます。なお、本審、専門部会の会場は、全てこの場所での予定となっております。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、大変ご苦勞をおかけいたしますが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会 長

ありがとうございます。それでは、ただ今事務局から提案のあった日程でよろしいでしょうか。

労働者側
委員

(挙手)

会 長

はい、お願いします。

労働者側
委員

これだけの委員の日程の調整に大変手こずったということはメール等々でも拝見しているところです。ただ、例年、最低賃金の効力発効は10月1日を目安としてこれまで取り組んできた経過があります。また、この最低賃金というものの決定が大きく働く者に影響を与えるということからも、10月1日ということにこだわりを持って取り組んできたかというふうに認識をしているところです。今回、参議院選挙の日程であったり、なかなか都合がつかない要職に在られる方が多いということもありますので、なかなか日程の確保がとれなかったとはいえ、発効が10月12日まで大きくずれ込むというこ

とについては、やはり、労働者側としては今でも承服しかねている部分は大きいというところがございます。できれば、1日というところにこだわりたいというところはございますが、日程等の都合もありますので次年度以降につきましては、更なる最大限の努力をしていただきたいと思いますし、先ほど知事からの意見陳述にもございましたが、上げていくということについて、公・労・使それぞれ異論はないということかと思えます。上げていく議論、その中身についてはこれからの大きな課題とはなりますが、そういった共通目標がある中においては、今回示された日程について最大限に活かしながら、実のある中身を詰めた議論をしていって、なるべく1日でも早い発効日にたどり着けるような努力を公・労・使ともに取り組んでいければと思いますので、意見として申し上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。ただ今のご意見につきまして、何かございますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会 長 皆様ご存じのことなのですけれども、若干、記録に留めるという意味もありますので、なぜこの日程になったのかということについて、過去のことも含めましてご紹介いたしたいと思えます。

まず、そもそも最低賃金審議会の目安が出る前に専門部会を行うということは、実質審議の時に重要参考資料がないという状態で始まることになります。こうした状態で専門部会の審議を始めるのは今までほとんどやったことがないわけです。その最低賃金の目安がいつ出るかということについて、議事録等をご確認いただくとわかるのですが、とても大変な審議をされていまして、日程等もまずここで決まるだろうと

思っている、本省の方でも確実だとはどうしても言えない。そうなりますと、目安がほぼ確実に出てというところで始めるわけですが、近年、その目安が出た後に、ビデオメッセージというのが出されるようになりました。目安が出た後で作られますので、そのビデオは決して形式的なものではなく、中央最低賃金審議会のとりまとめの経緯とメッセージが強くその年々でアピールされるものなのであり大切だと思うのですが、そちらの日程も押してくるという状況がございます。したがって、お盆前に何とか審議を終えたいところですが、日程調整がこれだけの方々のスケジュール調整ですので、非常に難しいようです。今回でも実は、1回目と2回目が審議としては離れている方がいいと思うのですが、なかなか日程調整がかなわないことがございまして、8月4日、5日とやった後に、18日によりやく入れることができたという、本当に厳しいタイトなスケジュール調整をしていたということは皆様重々ご存じだと思います。できるだけ18日に決めるということで、円滑に進めるように努力したいと思います。このことによって、発効ラインが遅れてしまいました。労働者側は、常に10月1日にこだわっていらしたということは、よく存じていますけれども、今申し上げましたように、全国そして地域の審議会のメンバーが最大限に出られるところで決めないと、皆様が納得して答申を出すというところにまとまりません。やはり、特に最後の回は皆様全員が参加できる日程調整をということで、相当ご無理をお願いしたという状況がございます。大変申し訳ない気持ちですが、今年度はこれがぎりぎりでした。

来年度以降、発効日を従来どおりにされたいというご要望は承りますけれども、中央最低賃金審議会のスケジュールが動かないとそのことはなかなか難しいのです。地方の場でおっしゃるよりも、是非、中央のスケジュール調整のところでは、連合さんからご要望等お願いしていただけると、労使ともス

ムーズに日程調整でき、今みたいに苦しい思いをせずに済むのかと思ったりもします。ご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今年度の日程については、ただ今、事務局から提案のあったとおりでよろしいでしょうか。

委 員 (了承の声)

会 長 それでは、それ以外に何かございますか。

使用者側
委員 はい。

会 長 お願いします。

使用者側
委員 労働局長さんにご質問なのですが、最低賃金は最低賃金法に基づいて当審議会で協議し決定していくとの原則に変わりはないのかということを確認したいと思います。先日25日の報道ですが、中央の目安額プラス5から7円の上げ幅を今後5年から7年間継続していくという考え方が共有されたとありました。しかし、当日県からも毎年の具体的な金額については、内外の情勢や経済状況などを踏まえながら審議会で協議決定するものと認識しているとの説明もございました。この問題につきましては、審議会の今後の存在意義にもかかわりますので、茨城県の最低賃金は審議会委員の皆さんで内外の情勢や本県の置かれた状況を十分確認の上、協議して決めていくことを改めて確認したく、発言をさせていただいた次第です。

会 長 はい、局長お願いします。

局 長

ありがとうございます。ご承知のとおり、最低賃金につきましては、この地方最低賃金審議会のご意見をお伺いして労働局長が定めると法律に基づいて決まっているところであります。労使各団体と県の方で、私もオブザーバーとして参加はさせていただきましたが、意見交換の上で、中長期的な目標について合意をされたというところで承知しておりますけれども、おっしゃっていただいたように、県の方からも、毎年の最低賃金の引上額につきましては、この審議会の方で議論するものをご理解いただいていると思っております。法律に定められておりますとおり、労働者の生計費と賃金、それから、通常の事業の賃金支払能力を考慮して、この場で三者構成の下でご議論をいただいて、その意見を踏まえて決定させていただくということで、本審議会における議論が円滑に進めていただけますように、私ども事務局としても力を尽くしてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今のご意見等に関して、何か他に補足等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

会 長

確認したいのですが、基本的に、報道されているところの場で、私たちが知る限りにおいては、最低賃金を引き上げていく方向にあるということは確認されたというように理解してよろしいのでしょうか。それで、個別の各年次において、いくら引き上げるかということについては、当然のことながら、審議会を決めていくということではあるのだけれど、方向性としては労使で合意されているのでしょうか。されていると報道されているので、私たち公益委員はそういう報道にしか接していませんので、そこはそのように理解して

いいのか、それとも、その合意自体がそういう理解ではまずいということなのでしょうか。もちろん、ここで話し合って決めるということは、使用者側委員がおっしゃっていると通りの理解で皆様いらっしゃると思います。従来からかなり慎重審議して、一生懸命皆様が意見を言って、その上で決められていると思います。ところどころちょっとだけ、もしかしたら私たちの方の理解が違うかもしれないので確認させてください。

使用者側
委員

私はその場にいなかったのですが、どんな議論かというのはわからないのですが、上げていく方向は、皆さん賛同して理解したというのは共通認識だということで、それは伺っています。ただ、金額の話については、先ほども局長に質問しましたけれども、時々情勢を踏まえて、この審議会で丁寧に議論していけばいいのかなというところです。

会 長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、地方最低賃金については、審議会でしっかり審議をするということで、例年どおりですけれども、このところはしっかりと押さえながらやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これ以外に、ご意見等ございますか。

全委員

(意見等なし)

会 長

次に、関係労使からの諮問に伴う意見書の提出があった場合について、事務局より説明をお願いします。

室 長

ここで、もう1つ説明させていただきます。本日、茨城県最低賃金改正の諮問をさせていただきましたが、改正にあたっては、最低賃金法第25条第5項に基づき、関係労使の意見

を聴くことになっておりますので、その公示を本審議会のあとに行う予定です。意見については、文書をもって提出していただく旨の公示を行います。意見はこの場に出席を求めて聴くこともできる、となっておりますので、その取扱いについては審議会で決定することとなっております。意見聴取は、次回8月4日開催予定の第二回本審で行いたいと思っておりますが、準備の都合等もございますので、本日この審議会においてお決めいただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

会 長

ただ今、事務局より、関係労使の意見聴取の取扱いについて説明がありました。意見が提出された場合は、審議会に意見書を提出するほか、審議会に来ていただいて、その場で意見を聴くこともできます。昨年度は、意見書の提出が14件あり、目安伝達の審議会では意見を聴取しました。今年度はいかがいたしましょうか。昨年度と同様でよろしいですか。

委 員

(了承の声)

会 長

それでは、意見書が提出された場合は、審議会に来ていただいて、その場で意見を聴くことにしたいと思います。事務局は、その予定で準備を進めてください。

本日の議題につきまして、私がいただいているものはここまでですけれども、その他に何かご意見・ご質問等がございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

会 長

事務局の方から、何かございますか。

室 長

事務局より、連絡事項を申し上げます。特定最低賃金の関係になりますが、昨年度令和7年2月21日付けで労働者側から、特定最低賃金の改正にかかる意向表明が行われております。特定最低賃金額の改正の申出書につきましては、本日全て出そろいました。特定最低賃金の専門部会委員になれる方のみになりますが、9月下旬から10月末に各業種の専門部会の開催を予定しております。特定最低賃金専門部会の日程につきましては、別途日程調整をさせていただきたいと思いますので、その際には、ご対応のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。特定最低賃金の改正について、いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

全委員

(質問等なし)

会 長

それでは、今年度の特定最低賃金の改正につきましても、今ご説明があったとおり、ご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして、第一回茨城地方最低賃金審議会を終了いたします。次回の第二回茨城地方最低賃金審議会は、8月4日の月曜日午後1時30分から、この会議室で開催いたしますので、皆様、ご出席どうぞよろしくお願いします。

本日は、どうもありがとうございました。